

岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針

令和5年3月24日制定

1 趣旨・目的

わが国における性的指向・性自認については、明治期に西洋文化の影響を受けたことにより、かつて一部の性的指向に基づく行為が刑罰の対象となるなど、その価値観の変化が見られたが、近年では若者世代を中心に多様な性的指向・性自認への理解が徐々に広まりつつあり、県内市町村においてもパートナーシップ制度の導入に向けた動きが活発化しつつある。

そのような中、基礎自治体優先の原則を尊重しながらも、県が広域自治体として指針となるべき事項を定めることにより、県内市町村におけるパートナーシップ制度の導入、さらには相互利用の円滑化を促し、誰もが生きやすい地域社会の実現を図るものである。

2 指針となるべき事項

(1) 制度対象者の要件は、以下を基準として各市町村において定めること。

なお、これとは別の定めをすることもできるが、その場合は他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意する必要がある。

- ① 双方がともに成年に達していること。
- ② 双方又はいずれか一方が当該市町村の区域内に居住していること又は転入予定であること。
- ③ 双方がともに婚姻をしていないこと。
- ④ 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤ 相手方が直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。(パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。)

(2) 制度対象者からの届出を受けた場合、住民票、戸籍等を確認した上で受理証明書等を交付すること。

(3) その他、受理証明書等と併せて交付するカードの様式等については、他の市町村のパートナーシップ制度との相互利用に留意しつつ、各市町村において定めること。

3 制度要綱等の写しの送付

市町村がパートナーシップ制度を創設した場合、制度要綱等の写しを県に送付することとし、県はその写しを既にパートナーシップ制度を設けている県内市町村に送付することとする。

4 県による支援

県民が以下の場面で市町村のパートナーシップ制度を活用することが可能となるよう、県は所要の措置を講ずるものとする。

(1) 県営住宅への入居

(2) 県立病院での面会手続き、病状説明等(※)

※ 面会や病状説明等の対象となるキーパーソン（患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人）は、患者の家族が役割を果たすことが多いが、患者の希望によっては家族以外もなり得る場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、パートナーシップ制度に係る証明書を認めるもの。

附 則

1 施行期日

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

2 経過措置

この指針の施行の際、既にパートナーシップ制度を設けている市町村にあっては、県に制度要綱等の写しを送付したものとみなす。

3 検討

県は、この指針の施行後、市町村のパートナーシップ制度の運用状況等を勘案した上で、指針となるべき事項及び県による支援について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。